

春と秋が税務調査の季節？

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法の改正が行われました。この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。すでにご存じかもしれませんが、7月に税務署職員の異動も終わり、税務調査の季節となりますので、今一度ご確認をお願いいたします。

平成25年1月から税務調査が大きく変わっているか？といえば、税務調査自体は従来と変わっていないと思います。ただ税務調査手続について、以下のとおり、現行の運用上の取扱いが法令上明確化されました。

① 事前通知に関する事項

税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととされました。ただし、課税の公平確保の観点から、一定の場合には事前通知を行わないこととされました。

② 調査終了の際の手続き

課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続が整備されました。

③ 質問検査権・預かりに関する事項

納税者から提出された物件の預かりの手続のほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることが法令上明確化されました。

[平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査について適用されます(ただし、納税者から提出された物件の預かりの手続については、平成25年1月1日以後に提出された帳簿書類その他の物件から適用)。]

また、国税庁HPにてFAQが掲載されていますので、一部抜粋いたします。

(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/d/ata/h24/nozeikankyo/01.htm>)

(事前通知に関する事項)

Q1 税務代理をお願いしている税理士がいるので、その税理士にも事前通知を行うようお願いしたいのですが、何か手続が必要でしょうか？

A1 法令上、実地の調査の対象となる納税者の方に税務代理権限証書を提出している税理士がいる場合には、納税者の方ご本人に加え、その税務代理人の方に

対しても事前通知を行うこととされています。したがって、特別の手続は不要です。

なお、調査の対象となる税目・課税期間等の詳細については税理士を通じて聞くことにしたいという要望がある場合には、調査担当者が事前通知を行うための連絡をした際にその旨をお伝えください。

(質問検査権・預かりに関する事項)

Q2 調査担当者から、提出した帳簿書類等の留置き(預かり)を求められました。その必要性について納得ができなくても、強制的に留め置かれることはあるのですか？

A2 税務調査において、帳簿書類等が多量なため検査に時間を要する場合のように、調査担当者が帳簿書類等を預かって税務署内で調査を継続した方が、調査を円滑に実施する観点や納税者の方の負担軽減の観点から望ましいと考えられる場合には、帳簿書類等の留置き(預かり)をお願いすることがあります。帳簿書類等の留置き(預かり)は、帳簿書類等を留め置く必要性を説明した上、帳簿書類等を預かることについて納税者の方の理解と協力の下、その承諾を得て行うものですから、承諾なく強制的に留め置くことはありません。

(調査終了の際の手続き)

Q3 税務代理をお願いしている税理士がいるので、調査結果の内容の説明等はその税理士に対して行ってほしいのですが、何か手続は必要でしょうか？

A3 原則として、納税者の方に対して行いますが、納税者の方の同意があれば、税理士に対してのみ説明等を行うこともあります。

したがって、税理士のみへの説明等を希望する場合には、調査担当者に対し、電話又は対面によりその旨をお伝えいただくか、税理士を通じて税理士への説明を同意する書面を提出していただくことが必要になります。

最後に、所轄税務署より税務調査の連絡が入った場合には、ひとまず「顧問税理士の朝日税理士法人に連絡してください」とお伝えください。

また、連絡なく直接税務署員が来訪する場合がありますので、すぐに当事務所までご連絡ください。

(文責：小田原事業部 清田 和男)



「風立ちぬ」と「永遠の0」

現在、スタジオジブリの映画「風立ちぬ」が公開されています。皆様はもう見に行かれたのでしょうか？また、今年末には百田尚樹氏の小説「永遠の0」の実写映画が公開されます。なにかと最近話題に上がる零戦について今回はお話ししたいと思います。

零戦、正式名称を零式艦上戦闘機といいます。その名の通り、旧海軍からの開発要請により1937年より三菱重工業にて開発がスタートしました。当初、海軍からの要求性能は当時の戦闘機の常識からはずれるほど非常に高いものでありました。

そんな困難な要求に対し、堀越二郎氏らは機体の細部にわたるまでの軽量化等の工夫を積み重ね、1940年7月に制式採用されます（なお、機体名称の零式は1940年が皇紀2600年であったことからきています）。



零戦は、制式採用当初こそ当時最高の性能を備えた戦闘機でしたが、戦線の悪化による熟練工の減少や資材の減少に伴う性能低下が発生してきます（細部までこだわった軽量化が施されていたため、誰にでも仕様通りに生産できる訳ではありませんでした）。また、零戦の優位性を決定的に損なわせたのが、1942年、アクタン島でほぼ完ぺきな状態の零戦がアメリカ軍によって鹵獲されてしまったことでした（この時鹵獲された零戦をアクタン・ゼロといいます）。これにより、アメリカ軍が零戦を徹底的に研究し、零戦の優位性は完全に損なわれてしまうことになります。

その後、零戦の後継機の開発は遅延し、さらには零戦は特攻に使用されることとなります。そして、終戦後、零戦のほとんどがGHQの指示により廃棄処分となりました。

なお、関東では国立科学博物館か靖国神社で実機を見ることができます。映画の前などに一度見に行かれてはいかがでしょうか？

（文責：関内事業部 大林 直樹）

9月1日は「防災の日」

最近には様々な団体が数多くの記念日を制定しており、毎日のように「今日は〇〇の日」という言葉を聞きますが、9月1日は「防災の日」です。1960年・1982年に内閣の閣議了解により制定されました。

9月1日という日付は1923年に関東大震災が発生した日であると共に、毎年8月31日～9月2日が雑節の一つである二百十日にあたり、台風の被害が多い時期であることが由来となっていると言われています。

『政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、「防災の日」及び「防災週間」を設ける。』とされており、政府の総合防災訓練をはじめとして、各地でイベントが行われています。

また、東日本大震災後の2011年6月には、津波対策推進法により「津波防災の日（11月5日）」も制定されています。こちらは1854年の安政南海地震の発生日にちなんでいるのですが、まだまだ認知度は低いようです。



「天災は忘れたころに来る」という言葉は皆さんご存じだと思いますが、この言葉の元となる文章を書いたとされている物理学者の寺田寅彦は晩年の作品、『小爆発二件』の中で「ものをこわがらな過ぎたり、こわがり過ぎたりするのはやさしいが、正當にこわがることはなかなか難しい」という言葉を残しています。先日、緊急地震速報の誤報もありましたが、様々な情報が手に入る今、災害に備える上でも、いざという時にも「正當にこわがる」ことはますます重要になっているのではないでしょうか。

東日本大震災から2年半が経過しようとしている今、年に一度の「防災の日」を利用して、防災について今一度関心を持ち、「正當にこわがる」準備をしてみたいはいかがでしょうか。

（文責：関内事業部 石橋 佑介）